

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第7回本部員会議

次 第

日時 令和2年4月17日（金）

午後2時から

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 緊急事態宣言の全国への拡大 : 資料1
- (2) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況 : 資料2
- (3) 感染症対策専門家会議の新設について : 資料3
- (4) 県立学校の臨時休校期間の延長 : 資料4
- (5) その他各部の取組み : 資料5
- (6) 緊急事態宣言を受けての静岡県実施方針について : 資料6

3 知事からの指示

令和 2 年 4 月 1 7 日
 新型コロナウイルス感染症対策本部
 (危機管理部危機対策課)

(件名) 緊急事態宣言地域の全都道府県への拡大

1 要 旨

- 4 月 16 日、政府の基本的対処方針等諮問委員会が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が、7 都府県から全都道府県に拡大された。(指定期間 5 月 6 日まで)
- 今回の決定は、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として決定された。
- 今回新たに、感染拡大防止の取組を重点的に進める「特定警戒都道府県」が設定された。
 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県
 北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府 (13 都道府県)
- 上記以外の 34 県 (本県含む) は、感染拡大防止を主眼としつつ、特定の措置については、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、知事が実施の判断を行うものとされた。

2 基本的対処指針 (4 月 16 日変更) における知事の実施事項 (まん延防止関係)

主 な 措 置	特定警戒 都道府県	その他の県 (静岡県含む)
(1) 外出自粛を要請 (自粛の対象とならない具体例を明示)	○	○
(2) 音楽やスポーツなどのイベント開催制限の要請や指示	○	○
(3) 学校や福祉施設など各種施設の使用停止の要請や指示	○	▲
(4) 「三つの密」を避けることを徹底	○	○
(5) 食料・医薬品や生活必需品の買占め等の混乱防止呼びかけ	○	○
(6) 不要不急の帰省、旅行、都道府県をまたいでの移動の自粛	○	○
(7) 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛	○	○
(8) 在宅勤務 (テレワーク)、テレビ会議の活用等の推進	○	▲
(9) 国民生活等に不可欠な業務を行う事業を継続要請	○	▲

○・・・実施を求めるもの

▲・・・地域の感染状況や経済社会への影響等を踏まえ、知事その実施を判断

新型コロナウイルス感染症の県内の現状（令和 2 年 4 月 17 日）

区 分	状 況												
1 患者発生状況	<p>県内発生患者 49 人 うち 8 人退院（4/16 現在）</p> <p>月別新規患者数の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2 月</th> <th>3 月</th> <th>4 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>10 人</td> <td>38 人</td> <td>49 人</td> </tr> </tbody> </table>	2 月	3 月	4 月	合計	1 人	10 人	38 人	49 人				
2 月	3 月	4 月	合計										
1 人	10 人	38 人	49 人										
2 入院者数	<p>県内感染症指定医療機関等の入院状況（4/16 現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>感染症指定 医療機関</th> <th>一般病院</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>9 施設</td> <td>6 施設</td> <td>15 施設</td> </tr> <tr> <td>入院患者数</td> <td>30 人</td> <td>9 人</td> <td>39 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2 名自宅待機中）</p>		感染症指定 医療機関	一般病院	計	医療機関数	9 施設	6 施設	15 施設	入院患者数	30 人	9 人	39 人
	感染症指定 医療機関	一般病院	計										
医療機関数	9 施設	6 施設	15 施設										
入院患者数	30 人	9 人	39 人										
3 PCR 検査件数	<p>1,937 件（1/22 から 4/16 まで）</p> <p>県 952 件 静岡市 528 件 浜松市 457 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 21 件/日 ・ 4 月 1 日～16 日 平均 71 件/日 ・ 地方衛生研究所 3 施設で平日通常 114 件測定可能（民間検査機関を含め 389 件/日測定可能） 												
4 帰国者・接触者相談センター相談受付件数	<p>23,871 件（2/10 から 4/15 まで）</p> <p>県 12,639 件 静岡市 5,255 件 浜松市 5,977 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均約 280 件/日 ・ 4 月 1 日～15 日 平均約 780 件/日 												
5 帰国者・接触者外来受診人数	<p>1,001 人（2/10 から 4/15 まで）</p> <p>県 632 件 静岡市 112 件 浜松市 257 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 12 件/日 ・ 4 月 1 日～15 日 平均 41 件/日 												
6 帰国者・接触者外来設置状況	27 医療機関に設置（4/17 現在）												
7 入院受入可能病床	<p>現状 46 床（第二種感染症指定医療機関）</p> <p>一般医療機関 41 床がトイレ付個室で条件に適合</p>												

感染症医療専門家会議の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、感染移行期に備え、患者の重症度に応じた適切かつ円滑な医療体制を確保するため、医療専門家会議に加え、感染症対策専門家会議を新設する。

新型コロナウイルス感染症対策本部

県の対策全般に対する医学的助言
感染防止等に対する専門的助言

医療専門家会議

- 《 主な具体的な役割 》
- ・静岡県内の医療体制維持への助言
病床確保や医療体制の確保
医療機能の維持
病院閉鎖時の地域対応
開業医の体制確保
- ・調整本部との連絡調整

大所高所の視点からコロナの影響を最小限にする
⇒医療体制の維持

感染症対策専門家会議

- 《 主な具体的な役割 》
- ・コロナ対策に関する意見具申
- ・医療機関、軽症者利用施設への助言
(院内感染の予防、相談、対応)
- ・医療機関のコロナ患者への対応、アウトブレイク発生時の助言
(治療法、PCR結果の解釈、病床確保指示)
- ・全県感染症医のネットワークを活用した助言
(患者搬送や振り分けに対する助言、調整本部への助言)
- ・対策本部への提言及び調整本部・医療専門家会議への情報提供
- ・感染防止に使えるマニュアルや資料の作成

ふじのくに感染症専門医協働チーム

コロナ対策専門

令和2年4月17日

県立学校の臨時休校期間の延長

県教育委員会

1 概 要

全県立学校について、指定地域である隣接県等との人の往来の状況を踏まえ、子供たちの感染のリスクを最大限に避けるため臨時休校としていたが、引き続き、人との接触を制限するため、臨時休校期間について、延長することとする。

2 県立学校の臨時休校と臨時休校期間中の教育活動

(現在) 臨時休校期間：4月11日(土)から4月26日(日)まで

(今回) 延長する期間：4月27日(月)から5月10日(日)まで

(1) 県立高等学校

区 分	臨時休校期間中の対応
健 康 管 理	生徒の健康状態を把握するため、必要最低限の登校日を設け登校に当たっては、通勤時間帯を避けた時差通学や、学年別等の分散登校を徹底する。
学習指導支援	学習に著しい遅れが生じることのないよう、生徒に課題を提供し、登校日に家庭学習の状況を把握する。
心 の ケ ア	登校日にスクールカウンセラー等を配置するなど、相談体制を構築して生徒の心身の健康保持に努める。
部 活 動	引き続き、中止する。

(2) 県立特別支援学校

区 分	臨時休校期間中の対応
児童生徒等の居場所の確保	家庭や放課後等デイサービスで過ごすことが困難な場合、通学している特別支援学校において通常の授業に相当する時間帯の受入れをする。なお、感染のリスクが高いため、スクールバスの運行と給食の提供は行わない。
健 康 管 理	電話等により健康状態の把握に努める。
学習指導支援	児童生徒の実態に応じた課題を提供する。
心 の ケ ア	電話等により生活状況を把握し、必要があれば面談の機会を設け、心身の健康保持に努める。

令和2年4月17日

緊急事態宣言対象地域の拡大に伴う対応（経営管理部）

（経営管理部行政経営局）

1 出勤者数縮減の取組（変更なし）

- ・ 県民サービスへの影響を考慮し、引き続き下記方針により取組を進める。
- ・ 5月11日（月）以降については、宣言の動向を踏まえ今後検討する。

4月20日（月）から 4月26日（日）まで	・ 原則として各所属職員の2割 ※翌週以降の規模拡大に向けて関係者へ取組を周知
4月27日（月）から 5月8日（金）まで	・ 原則として各所属職員の5割

※がんセンター並びに新型コロナウイルス感染症対策に従事する所属及び職員を除く。

2 感染が拡大している地域に居住する職員の服務取扱（取組拡大）

4月16日、愛知県が特定警戒都道府県に位置づけられたことを踏まえ、愛知県に居住している職員を、原則として在宅勤務とする対象に加える。

3 食堂等利用の分散化（新規）

- ・ 職員の休憩取得可能時間帯を11:30～14:00に拡大
- ・ 庁舎内食堂、エレベーター等における利用を分散化
- ・ 各所属の状況に応じ、職員の休憩時間を指定

4 都道府県をまたいだ移動自粛の徹底（再度周知）

従前から職員に対し、不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛を求めているところ、大型連休の到来に際し改めて周知徹底する。

特措法に基づく緊急事態措置に係る 静岡県実施方針

令和2年4月17日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月17日（金）から5月6日（水・振替休日）まで

2 措置の対象とする区域

静岡県全県

3 実施する措置の内容

（1）県民の外出の自粛要請

法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。

特に、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、大型連休期間における不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を自粛するよう協力を要請する。

また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を避ける行動を徹底することや、テレワーク、時差出勤などに努めることを要請する。

とりわけ、特定警戒都道府県からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」をつくらないことを強く要請する。

（2）催物等の開催の自粛要請等

法第24条第9項に基づき、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント）や集まりなど、開催の自粛を強く要請する。

特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

県立美術館など、県営のスポーツ・文化・観光施設は、休館とする。

（3）県民生活に必要な業務の継続要請

県民生活を維持するために事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対処方針に示された事業者（別添）に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。

（4）その他

食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、県民に冷静な対応を要請する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。